

南国市公共下水道事業 受益者の負担決まる

六月定例市議会（第二百二十四回議会定例会）が六月十二日に開会、二十四日までの十三日間の日程で開かれ、南国市公共下水道事業受益者負担に関する条例など二十三議案を可決しました。

市政報告

議会の開会にあたり、市長は四月から六月までの市政の経過と現状を次のように報告しました。

■財政

平成二年度の決算見込は、一般会計では二億五千八百七十八万円の黒字だが、三年度への繰り越し分を差し引いた実質収支は約一億一千四百二十三万円の黒字。このうち、財政調整基金として五千七百二十万円の積み立て、三年度への繰越金は五千七百一十一万円となる。

■教育

久礼田小学校改築、奈路小学校屋内運動場新築については、地質調査を終え、実施設計を策定中である。平成二年度からの継続事業である岡豊小学校改築も順調に進行している。

■生活環境

一般廃棄物最終処分場については、地元同意を得たので、今後実施設計、用地交渉に向けて地元の皆さんの協力

■同和対策

「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」はあと十カ月を残すのみとなり、事業完成へ向け総力を結集しなければならぬ。

小集落地区改良事業は地域住民の協力を得て、ごく一部の用地取得を残すのみとなっている。このまま行けば野中、東崎西部、前浜を合わせた全体計画から見た事業の見通しは、平成三年度末の総額二百

■産業経済

企業誘致した「高知カシオ株式会社」の新工場が四月二十三日に完成し、本市の産業の新たな中核となり、雇用の促進、税収効果等行政上のメリットは大きいと考える。

ほ場整備の基本構想図は、昨年の南国、バイパス以南に続き、以北についても作成を委託している。これにより、市全体の基本構想図ができるので、さらにほ場整備の重要性について啓もう活動を続ける。

■建設

道路新設改良事業は国の補助事業として市道一〇三号線、市道一〇四号線の改良事業を事業費一億円で、橋梁新設改良事業として宝橋改良事業、

■保健

平成二年度の国民健康保険特別会計は、均等割・平等割の税改正を行ったが、依然として増加を続ける医療費の伸びと相まって、一般分で実質収支約五十万円の赤字決算が見込まれる。

本年は八十歳で二十本以上の自分の歯を持つ運動「8020（ハチマルニイマル）運動」を歯科医師会の協力を得て、全市民を対象に歯の無料検診を市内十三の歯科医院で実施した。

一般質問 生活関連施策を 重点に

六月定例市議会の一般質問は十七日から十九日までの三日間にわたって行われ、福田、高島、山本（弘志）、今西、竹内、土居、小沢、島内、山岡、山崎各議員が質問に立ち、執行部の考えをいただきました。その主な内容は次のとおりです。

環境行政

■不燃ごみの最終処分場建設はいつごろに。

■最終処分場建設についてはかなりのところまで話は煮詰まっております、三年以内に完成を目指して対応を進めている。

■ごみの減量化への考えは。ソフト面の啓発と合わせ積極的な対応を。

■不燃ごみの最終処分場建設までに減量化に向け、南国市流の新しいごみ収集体制を整えたい。今のところコンポスターや家庭用焼却炉の普及に努めている。ソフト面では、特にビニール、発砲スチロールごみ対策について婦人団体等と呼び掛けシンポジウムなどで啓発していきたい。

教育行政

■北部グラウンドへの取り組みは。

■現在試掘調査中で、九月より工事に取っかかり今年中の完成を目指す。

■日章小学校の改築は。

■平成四年度の改築を計画している。計画通り改築できるように可能な限り努力していきたい。

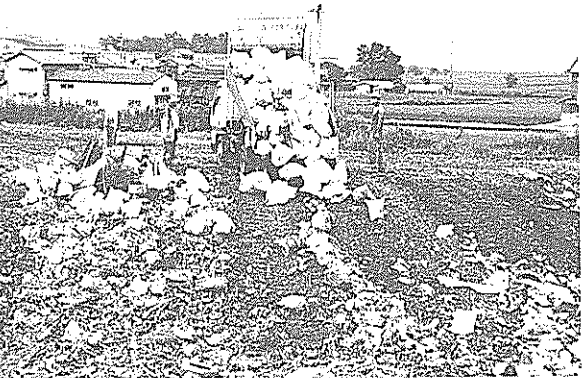
建設行政

■広域農道の災害復旧工事は。

■現在地質調査をしております、九月に着工、十二月完成を計画しています。

■道路の維持管理費が少ないのでは。

■少ないのは承知しているが財政的にどうにもならないのが現状。今後財政の健全化に努め新規な財源を工面することに対応していきたい。



片山の不燃ごみ処分場

同和行政

■期限立法後の対策は。

■ハード面では順調に行けば今年度中に百割達成の方向で進んでいるが、その後については住居表示の必要性や、啓発活動も引き続き努力しなければならぬ課題と考えているが、皆さんの意見を聞きながら対応していきたい。

福祉行政

■福祉タクシーの利用状況は。福祉タクシーの利用は年々増加している。今後も障害者の立場で福祉行政を進めていく。

国保行政

■国民健康保険の重税感が大きい。

■医療費の増大により国保財政は厳しい状況。対策として全額を国保税の引き上げに頼るのではなく一般会計からの繰り入れとの二本立てで運営に当たりたい。

六月定例市議会の議事録は、九月以降市立図書館で閲覧できるとの予定です。

可決された 主な議案

- 南国市公共下水道事業受益者負担に関する条例（公共下水道に要する費用の一部にあつては、都市計画法第七十五条の規定に基づき、受益者負担金を徴収する条例）
- 南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例（地方税法および同施行例の一部改正に伴う、南国市国民健康保険の賦課限度額および低所得者層に対する減額についての改正）
- 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例
- 南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 南国市議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 人事院勧告に基づく特別職の期末手当に対する加算措置を、南国市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員で六級の職にあるものと同様とする改正